

政令第九十五号

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令
内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の八第二項の規定に基づき、この政令を
制定する。

（関税割当ての方法及び基準）

第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の八第一項の割当て（以下「関税割当て」という。）

（を受けようとする者は、農林水産大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。）
ならない。

2 前項の関税割当申請書を提出する場合には、法第八条の八第一項に規定するマレーシアが発給する証明
書を当該関税割当申請書に添付しなければならない。

3 前項の証明書は、マレーシアにおいて同項の証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでな
ければならない。

4 農林水産大臣は、関税割当申請書の提出があつた場合には、別表に掲げる物品について同表に掲げる期

間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、第二項の証明書に基づいて、関税割当てを行うものとする。

5 前項の関税割当ては、当該関税割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当て証明書」という。）を発給して行うものとする。

6 関税割当て証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。

7 前各項に規定するもののほか、関税割当て申請書及び関税割当て証明書の様式その他関税割当てに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（通関手続等）

第二条 関税割当て証明書の交付を受けた者は、当該関税割当て証明書に係る物品につき法第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に係る関税法第七条の二第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。）に際し、当該関税割当て証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由に

より輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2 前項の輸入申告は、当該輸入申告に係る関税割当証明書の交付を受けた者の名をもってしなければならない。

3 農林水産大臣は、税関長に対し、関税割当証明書に係る物品の輸入について必要な事項の報告を求めることができる。

附 則

この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）附則第一条第七号に規定する日から施行する。

別表（第一条関係）

携に関する	数		量	
	平成一九年 四月一日か	平成二〇年 四月一日か	平成二二年 四月一日か	平成二三年 四月一日か
經濟上の連				

号（別表第〇八〇三・〇〇〇号の一に掲げ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四	品 目
トンを十二	一、〇〇〇 日本国政府 とマレーシ ア政府との 間の協定の 効力發生の 日（以下「 発効日」と いう。）か ら平成一九 年三月三一 日まで
トン	一、〇〇〇 ら平成二〇
トン	一、〇〇〇 ら平成二二
トン	一、〇〇〇 ら平成二三
トン	一、〇〇〇 ら平成二三 年三月三一 日まで

る物品

で除して得
た数量に発
効日の属す
る月の翌月
（その日が
月の初日で
あるときは
、その日の
属する月）
から平成一
九年三月ま
での月数を
乗じて得た

数量（一ト ン未満の端 数があると きは、これ を四捨五入 して得た数 量）